

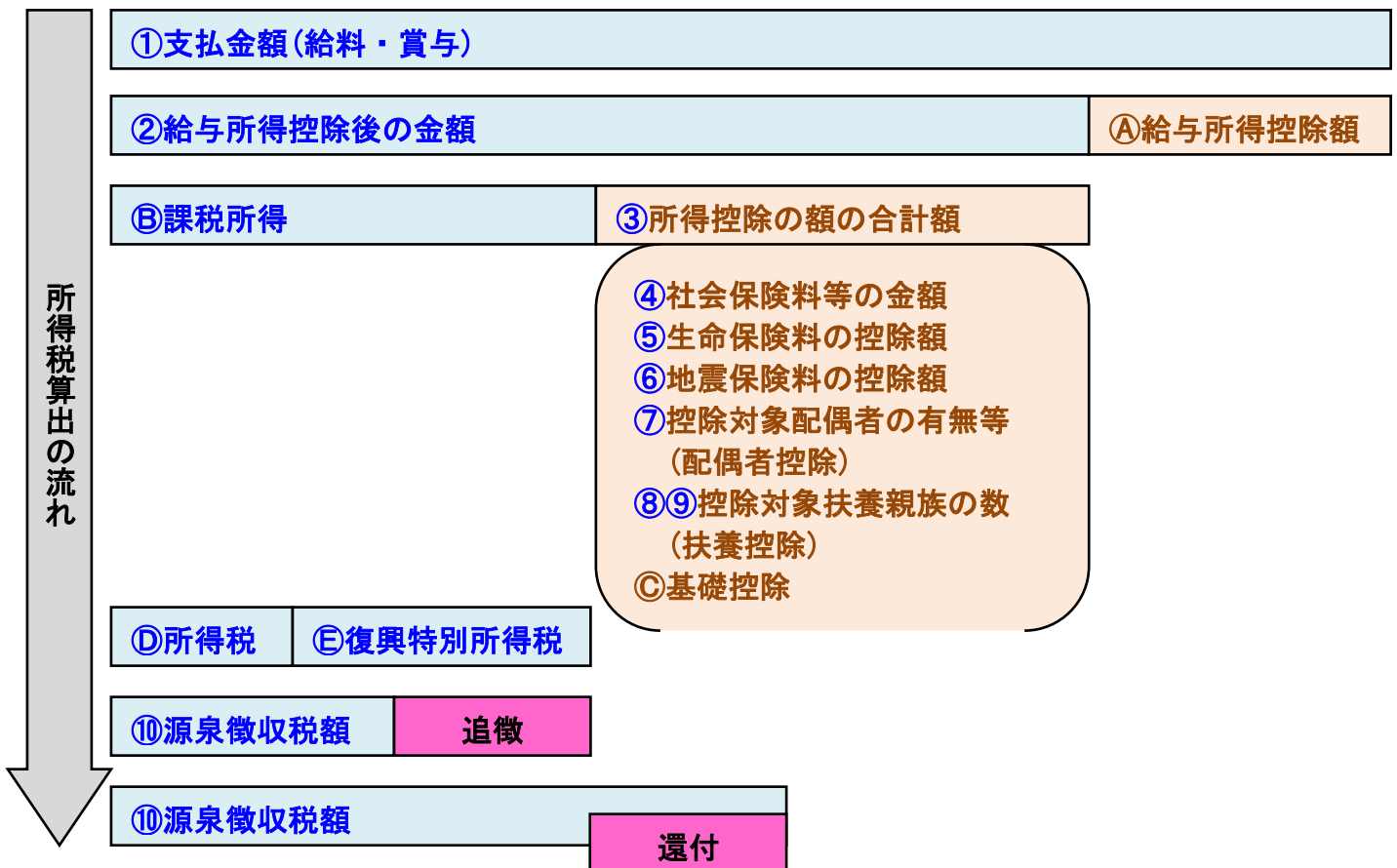


給与所得の源泉徴収票の内容を教えてください



「給与所得の源泉徴収票」の内容を解説する前に、次頁の徴収票を見ながら給与収入から所得税までの算出の流れを知っておきましょう。

因みにこの方の家族構成は妻(パート収入103万円)と16歳と19歳の子供がいます。(地震保険料は年間30,150円です)。



所得税算出の流れ(次頁の給与所得の源泉徴収票とつきあわせて下記の解説を読んでください)

給料・賞与など1年間に会社の①支払金額からサラリーマンの経費のⒶ給与所得控除額を引きます。その残額の②給与所得控除後の金額から③所得控除の額の合計額を引きます。その残額はⒷ課税所得です。これに所得税率を掛けて④所得税を算出します。それと東日本大震災の⑤復興特別所得税をプラスします。その合計税額より⑩源泉徴収税額が少ないと追徴、多いと還付されます。さて、12月末の給料は追徴かな? 還付かな?

種別		支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額		
給料・賞与		① 4,800,000	② 3,300,000	③ 2,638,636	⑩ 81,600		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	障害者の数 (本人を除く。)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有 無	従有 従無	特 定 老 人	其 他	特 別 其 他	0円	円	円
○		1	1		708,836	115,000	44,800
⑦	住宅借入金等特別控除可能 居住開始年月日	⑧	⑨	国民年金保険料等の金額	④	⑤	⑥
				配偶者の合計所得	380,000	新個人年金保険料の金額	48,000
				新生命保険料の金額	24,000	旧個人年金保険料の金額	53,000
				旧生命保険料の金額	36,000	旧長期損害保険料の金額	72,000
							19,300



上記、給与所得の源泉徴収票の①支払金額(給料・賞与)、②給与所得控除後の金額の内容について教えてください



- ①支払金額(給料・賞与)…会社が払った給与・賞与の総金額です。
- ②給与所得控除後の金額…自営業者の経費のようにサラリーマンにも経費が認められます。それが④給与所得控除額です。①支払金額から④給与所得控除額を引いたその金額が②給与所得控除後の金額です。

●給与所得控除額の計算式

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
3,600,000円超6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円

上記の表が①支払金額(給料・賞与)4,800,000円の④給与所得控除額の算出式です。

④給与所得控除額 = 4,800,000円 × 20% + 540,000円 = 1,500,000円

②給与所得控除後の金額 = 4,800,000円(支払金額) - 1,500,000円(給与所得控除額) = 3,300,000円になります。



③所得控除の額の合計額のそれぞれの項目の内容とその合計額を教えてください。



③所得控除の額の合計額は、2つの要素から成っています。

ひとつは④社会保険料等の金額、⑤生命保険料の控除額、⑥地震保険料の控除額など保険料等の控除です。

もうひとつは⑦控除対象配偶者の有無等(配偶者控除)、⑧⑨控除対象扶養親族の数(扶養控除)、㉟基礎控除の人的控除です。

④社会保険料等の金額、⑤生命保険料の控除額、⑥地震保険料の控除額の内容と合計額

④社会保険料等の金額	708,836	生命保険料控除額	40,000	旧長期損害保険料	14,650
		介護保険料控除額	32,000	地震保険料	30,150
		個人年金保険料控除額	43,000	⑥地震保険料の控除額	44,800
		⑤生命保険料の控除額	115,000		

⑦、⑧、⑨、㉟の人的控除額の内容と合計額

特定扶養控除	630,000	配偶者控除	380,000
扶養控除	380,000	基礎控除	380,000
人的控除合計額 1,770,000			

③所得控除の額の合計額 = 708,836円 + 115,000円 + 44,800円 + 1,770,000円 = 2,638,636円になります

●扶養控除…扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいいます。

控除額…380,000円

●特定扶養控除…扶養親族のうち、その年12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の人をいいます。控除額…630,000円

●配偶者控除…配偶者控除の対象者は、その年の12月31日に、以下の4つの要件のすべてに当てはまる人です。

(1) 民法の規定による配偶者であること (内縁関係の人は該当しません)。

(2) 納税者と生計を一にしていること。

(3) 年間の合計所得金額が38万円以下であること。

(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)。控除額…380,000円

●基礎控除…所得を申告する者に適用される所得控除です。控除額…380,000円



Q

私の場合還付、追徴のどちらになるのでしょうか？



A

1頁の所得税算出の流れに従って計算したのが以下の表です。あなたの場合は還付されます。

①支払金額(給与・賞与)		4,800,000
Ⓐ給与所得控除額		1,500,000
②給与所得控除後の金額(①-Ⓐ)		3,300,000
③所得控除の額の合計額 (千円未満切捨て)	④社会保険料等の金額控除	708,836
	⑤生命保険料の控除額	115,000
	⑥地震保険料の控除額	44,800
	⑦⑧⑨㉟人的控除額	1,770,000
	千円未満切捨て	2,638,000
③課税所得(②-③)		662,000
④所得税		33,100

課税所得662,000円の所得税率は5%です。所得税は33,100円になります。

㉞復興特別所得税(上記所得税の2.1%)	695
合計所得税(所得税+復興特別所得税)	33,700

この外に東日本大震災の復興特別所得税が所得税の2.1%かかります。

合計所得税は33,700円(100円未満切捨て)です。

⑩源泉徴収税額	81,600
合計所得税	33,700
還付所得税額(⑩-合計所得税)	47,900

毎月の給与と賞与から源泉所得税を引かれています。

その合計額は⑩源泉徴収額81,600円です。

合計所得税は33,700円とその差額があなたの還付される金額(47,900円)になります。